

厚生労働大臣が定める揭示事項

I. 入院基本料に関する事項

当院では看護師 3 名以上を含む看護職員が 10 名以上、看護補助職員が 2 名以上勤務しています。

令和 8 年 8 月 1 日現在 看護職員数 29 名

II. 届出事項

基本診療料

- | | |
|--|------------------|
| 1 有床診療所入院基本料 1 医師配置加算 1 夜間緊急体制加算 看護配置加算 1 | |
| 夜間看護配置加算 2 有床診療所一般病床初期加算 看護補助配置加算 1 栄養管理実施加算 | |
| 看取り加算 有床診療所急性期患者支援病床初期加算 | |
| 有床診療所在宅患者支援病床初期加算 | (診入院) 第 176 号 |
| 2 継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準 | (入減免) 第 133 号 |
| 3 夜間・早朝等加算 | (夜 朝) 第 290 号 |
| 4 明細書発行体制加算 | (明細) 第 439 号 |
| 5 時間外対応加算 1 | (時間外 1) 第 48 号 |
| 6 情報通信機器を用いた診療に係る基準 | (情報通信) 第 28 号 |
| 7 外来感染対策向上加算 | (外来感染) 第 350 号 |
| 8 電子的診療情報連携体制整備加算 3 | (外医DX 3) 第 189 号 |

特掲診療料

- | | |
|-----------------------------|---------------------------|
| * 慢性維持透析を行った場合 1 | (人工腎臓) 第 9 号 (導入 1) 第 6 号 |
| * 透析液水質確保加算・慢性維持 | (透析水) 第 10 号 |
| * 下肢末梢動脈疾患指導管理加算 | (肢梢) 第 19 号 |
| * CT 撮影及びMRI 撮影 | (C・M) 第 130 号 |
| * がん治療連携指導料 | (がん指) 第 337 号 |
| * 運動器リハビリテーション料(Ⅲ) | (運Ⅲ) 第 62 号 |
| * 有床診療所緩和ケア診療加算 | (診緩診) 第 13 号 |
| * がん性疼痛緩和指導管理料 | (がん疼) 第 161 号 |
| * 二次性骨折予防継続管理料 3 | (二骨継 3) 第 114 号 |
| * ニコチン依存症管理料 | (ニコ) 第 273 号 |
| * 禁煙治療補助システム指導管理加算 | (禁煙シ指) 第 2 号 |
| * 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 | (在医総管) 第 448 号 |
| * 慢性腎臓病透析予防指導管理料 | (腎防管) 第 15 号 |
| * 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する | |
| 持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算 | (在持充) 第 116 号 |
| * ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 | (ウ細多同) 第 64 号 |
| * 腎代替療法診療体制充実加算 | (腎診充) 第 13 号 |
| * 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注 5 | (外在ベⅠ注) 第 710 号 |
| * 酸素単価 | (酸素) 第 22638 号 |